

生駒市保護樹木等指定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の基本理念にのっとり、本市の良好な自然環境を保全し、及び育成するため、樹木の保護に関し必要な事項を定め、もって人と自然が共生できる都市の実現に寄与することを目的とする。

（保護樹木等の指定等）

第2条 市長は、自ら保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）の指定を行おうとするときは、保護樹木等指定同意書（様式第1号）により、樹木又は樹林を所有し、又は管理する者の同意を得るものとする。

2 樹木又は樹林を所有し、又は管理する者は、保護樹木等の指定を受けようとするときは、保護樹木等指定申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地において実態調査等を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により指定を決定したとき、又は前項の規定による実態調査等を行い、別表の基準に基づき指定の可否を決定したときは、保護樹木等指定通知書（様式第3-1号）又は保護樹木等不指定通知書（様式第3-2号）により、その旨を樹木又は樹林を所有し、又は管理する者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識（様式第4号又は様式第5号）を設置しなければならない。

（保護樹木等の管理等）

第3条 保護樹木等を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、保護樹木等が常に良好な状態を保つよう適切な管理に努めなければならない。

2 何人も、保護樹木等の愛護に努めるものとする。

（所有者等の変更の届出等）

第4条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を保護樹木等変更届（様式第6号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等を移植しようとするとき。
- (2) 所有者等に異動があるとき。

（指定の解除等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保護樹木等の所有者等から保護樹木等指定解除申出書（様式第7号）の提出があったとき。
- (2) 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (3) 保護樹木等として相当でなくなつたと認めるとき。
- (4) 公益上の理由その他特別の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定を解除したときは、保護樹木等指定解除通知書（様式第8号）により所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる事由による届出があったときは、保護樹木等の保護の観点から、所有者等に対して変更の措置を要請することができる。

（助成）

第6条 市長は、保護樹木等の保護及び育成を図るため、別に定める規程により必要な助成をすることができる。

2 前項の規定によらず、他の法令等及び民間団体等による助成等を受けているもの又は受けることになつたものについては、助成しないものとする。

（指導）

第7条 市長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の保護に関し必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（施行の細目）

第 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成 2 5 年 6 月 1 0 日から施行する。

（生駒市保護樹木等指定要綱の廃止）

2 生駒市保護樹木等指定要綱（平成 1 1 年 3 月 2 4 日施行）は、廃止する。

（保護樹木等の指定の特例）

3 生駒市環境基本条例附則第 2 項による廃止前の生駒市環境保全条例第 4 9 条の規定によりなされた指定については、この要綱の規定によりなされた指定とみなす。

別表（第2条関係）

保護樹木等の指定基準

	指 定 要 件
保 護 樹 木	<p>健全で容姿が優れているもののうち、市民に広く親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上である樹木</p> <p>(2) 高さがおおむね1.5メートル以上である樹木</p> <p>(3) 株立ちした樹木で高さがおおむね3メートル以上であるもの</p> <p>(4) その他市長が適当と認める樹木</p>
保 護 樹 林	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内で本市の良好な自然環境の保全に寄与している樹木の集団で、次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 土地の面積がおおむね300平方メートル以上である樹木の集団</p> <p>(2) 歴史、文化等と結びつきがある樹木の集団</p> <p>(3) その他市長が適当と認める樹木の集団</p>



生駒市保護樹木等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生駒市保護樹木等指定要綱（平成25年6月10日施行。以下「指定要綱」という。）第2条第1項の規定により指定された保護樹木等の保護及び育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者等）

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、指定要綱第2条第3項の規定による保護樹木等を所有し、又は管理する者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護樹木等の維持管理に要する経費のうち、別表で定めるものとする。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保護樹木 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

(2) 保護樹林 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、保護樹木等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、同一年度において1回を限度とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護樹木等の維持管理に係る計画及び補助対象経費予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、保護樹木等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、通知を受けた日の属する年度内に維持管理作業を完了しなければならない。

(実績報告等)

第7条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、保護樹木等維持管理実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護樹木等の維持管理に係る補助対象経費決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) 維持管理作業の状況がわかる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、交付の決定を受けた日の属する年度の3月中に提出するものとする。

(額の確定等)

第8条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、保護樹木等補助金額の確定通知書（様式第4号）によるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者から保護樹木等補助金交付申請取下願（様式第5号）の提出があったとき
- (2) 完了予定日の属する年度内に維持管理作業が完了しないとき
- (3) 他の法令等及び民間団体等による助成等を受けている又は受けることになったことが判明したとき

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、保護樹木等補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行し、平成28年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成31年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成34年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費
業務委託料
処分費
燃料費
消耗品費
その他市長が適当と認める経費

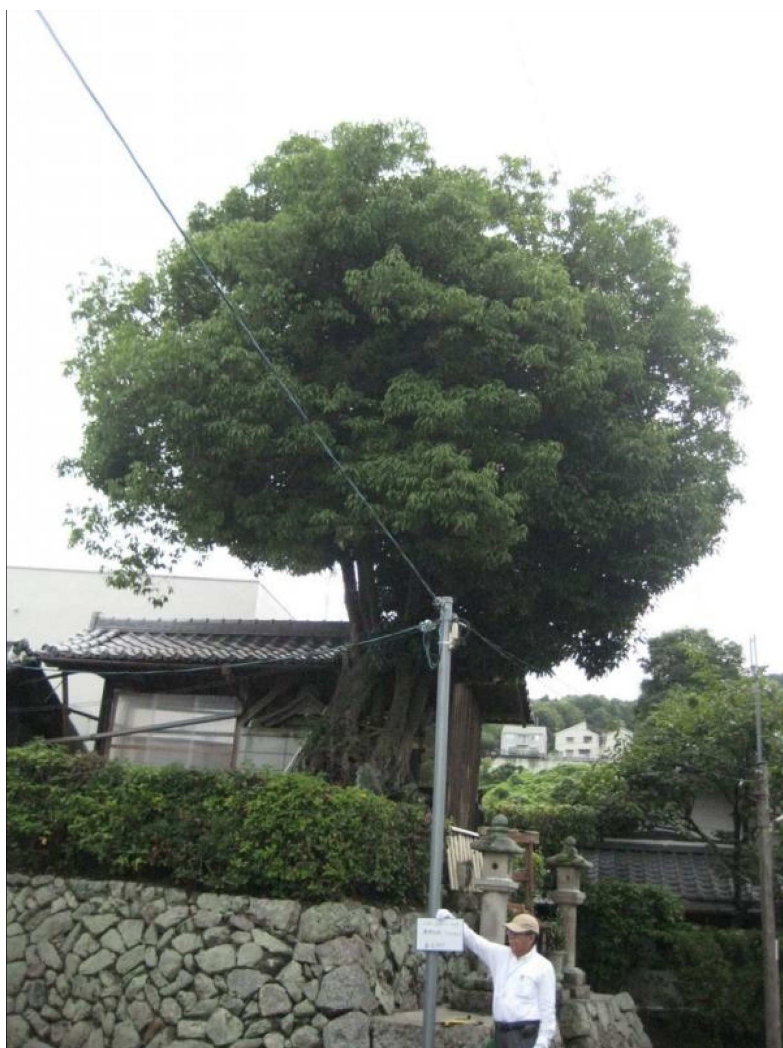
## 保護樹木 指定番号1

[2018年3月15日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



### 保護樹木 指定番号1 アラカシ



アラカシ



再生時間:0分

## 保護樹木写真集

 **生駒市保護樹木 指定番号1 アラカシ (ファイル名:No1pic.pdf サイズ:1.74MB)**


PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

- 指定番号 1
- 指定年月日 平成26年5月16日
- 樹種 アラカシ
- 所在地 生駒市萩の台837番地
- 樹高 8.0m
- 幹回り(株立ち) 本数 5本  
主幹 170.0cm  
他幹 84.0cm、65.0cm、65.0cm、49cm  
合計 433.0cm
- 由来 「生駒谷の七森信仰」古くから生駒谷十七郷と呼ばれてきた村々には、それぞれ固有の「モリ」があってその一画は村の中でも特別な区域であると意識されていた。普段は人が近づくこともなく、モリの木は小枝一本たりとも伐る事を固く禁じられており、枯葉一枚持ち帰っても恐ろしい祟りがあると信じられていた。  
この木は、そのような杜さんの一つ「奥野」と呼ばれている杜さんにある。石垣の上に小祠がある。[\(「生駒谷の七森信仰」参照\)\(別ウインドウで開く\)](#)



[別ウインドウで開く](#)



[別ウインドウで開く](#)

## お問い合わせ

生駒市都市整備部みどり公園課  
電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係:585 公園係:587)  
ファクス: 0743-74-9100





現在地 [HOME](#) [暮らし](#) [都市計画・公園・緑化推進](#) [公園・緑化推進](#)

## 保護樹林 指定番号1

[2018年3月15日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます




### 保護樹林 指定番号1 九万八千の杜






**保護樹林写真集**

---

 **生駒市保護樹林 指定番号1 九万八千の杜 (ファイル名:No1.pdf サイズ:3.29MB)**

---

 PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)](#)してください。

- ・ 指定番号 1
- ・ 指定年月日 平成4年4月8日
- ・ 名称 九万八千の杜
- ・ 所在地 生駒市萩原町57番地
- ・ 樹種 カシ等



[別ウィンドウで開く](#)



[別ウィンドウで開く](#)



[別ウィンドウで開く](#)



[別ウィンドウで開く](#)



[別ウィンドウで開く](#)

**お問い合わせ**

生駒市都市整備部みどり公園課  
 電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係:585 公園係:587)  
 ファクス: 0743-74-9100

電話番号のかけ間違いに  
 ご注意ください!

 お問い合わせフォーム



## 保護樹木・保護樹林

[2019年4月1日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



### 保護樹木・保護樹林

本市の良好な自然環境を保全し、育成するため、特に保護する必要があると認められるものを、保護樹木・保護樹林として指定しています。

現在、萩原町の杜さんを保護樹林として5箇所、13件の樹木を保護樹木として指定しております。

また、指定された保護樹木等の保護及び育成を図るために要した経費の一部に、補助金の交付を行う制度も施行しております

#### 生駒市保護樹木等要綱

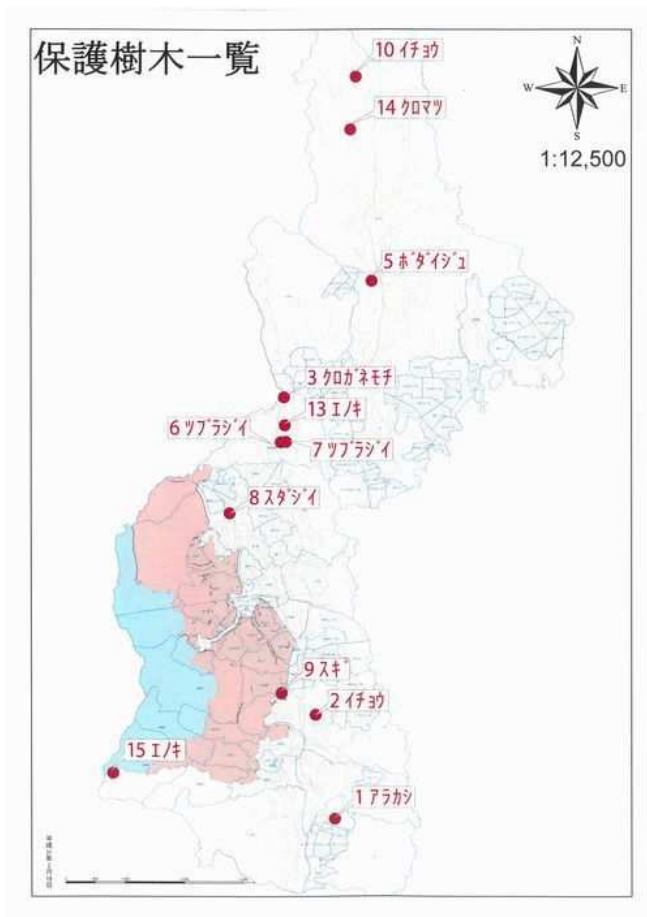
 [生駒市保護樹木等指定要綱 \(ファイル名:shiteih25.pdf サイズ:60.26KB\)](#)

 [生駒市保護樹木等補助金交付要綱 \(ファイル名:H31hogoyoukou.pdf サイズ:68.22KB\)](#)

#### 保護樹木一覧

	指定年月日	樹種	所在地
<a href="#">保護樹木 指定番号1</a>	平成26年5月16日	アラカシ	萩の台
<a href="#">保護樹木 指定番号2</a>	平成26年5月16日	イチヨウ	壺分町
<a href="#">保護樹木 指定番号3</a>	平成26年5月16日	クロガネモチ	南田原町
保護樹木 指定番号4	指定解除		
<a href="#">保護樹木 指定番号5</a>	平成26年5月16日	ボダイジュ	高山町
<a href="#">保護樹木 指定番号6</a>	平成26年5月22日	ツブラジイ	南田原町
<a href="#">保護樹木 指定番号7</a>	平成26年5月22日	ツブラジイ	南田原町
<a href="#">保護樹木 指定番号8</a>	平成26年6月20日	スダジイ	俵口町
<a href="#">保護樹木 指定番号9</a>	平成26年6月20日	スギ	壺分町
<a href="#">保護樹木 指定番号10</a>	平成26年6月20日	イチヨウ	高山町
<a href="#">保護樹木 指定番号11</a>	平成26年6月20日	カヤ	高山町
保護樹木 指定番号12	指定解除		
<a href="#">保護樹木 指定番号13</a>	平成28年1月15日	エノキ	南田原町
<a href="#">保護樹木 指定番号14</a>	平成28年3月7日	クロマツ	高山町
<a href="#">保護樹木 指定番号15</a>	平成28年3月7日	エノキ	西畑町
<a href="#">保護樹林のページ</a>	平成4年4月8日	保護樹林	生駒市萩原町

各指定番号をクリックして下さい。その樹木のページが見られます。



画像をクリックしていただくと、地図が拡大されます。

### お問い合わせ

生駒市都市整備部みどり公園課

電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係:585 公園係:587)

ファクス: 0743-74-9100

電話番号のかけ間違いに  
ご注意ください!

[お問い合わせフォーム](#)



Copyright (C) Ikoma City All Rights Reserved.



現在地 [HOME](#) [暮らし](#) [都市計画・公園・緑化推進](#) [公園・緑化推進](#)

## 保護樹林のページ

[2018年3月16日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



### 保護樹林のページ

「生駒谷の七森信仰」古くから生駒谷十七郷と呼ばれてきた村々には、それぞれ固有の「モリ」があってその一画は村の中でも特別な区域であると意識されていた。普段は人が近づくこともなく、モリの木は小枝一本たりとも伐る事を固く禁じられており、枯葉一枚持ち帰っても恐ろしい祟りがあると信じられていた。

全ての社には厳しい禁忌があって、それを犯すと恐ろしい祟りを受けると信じられてきた。社の木を伐つたために激しい祟りを受けたという話は、数えきれないほど伝えられている。2・3例を挙げると、社の大木が台風で倒れたことがあり、その翌日、村の青年が駅のホームで社の方を指さし「昨日の風で倒れた木を、今朝片づけてきた。」と話していたが、その人は勤め先に着くなり倒れて、そのまま意識が戻らずに亡くなった。ある村では、社の土地を削って宅地開発をした人の家がその直後に火災で全焼し、身内の者も次々と不幸に見舞われた。社で近くのおばあさんが地蔵に灯明をあげて拝んでいたところ、ろうそくの火が燃え移って社の木一本が燃えた。たちどころに目が見えなくなった。昭和の初期に大阪の人が生駒へ所用で来たときに、鳥かごを作ろうと社のしのぶ竹を知らずに伐って持ち帰った。以来商売がうまくいかず、その人はずっと貧乏したという。

社は恐るべき存在であったと同時に、村を守る守護神であるとも信じられていた。社の所在地を地図におとしてみると、多くの村では、社が集落を取り囲むように位置していたことがわかる。ある村では、「社さんがあるよって雷が落ちん。」と言われていたり、七森のおかげでその村には、雷が落ちないし、流行り病いにかかることもないと信じられてきた。社が守ってくれるので落雷の被害にあわないという信仰はほとんどの村で传承されていた。

また、歳の暮れには、古いお札が使わなくなった神具、ヤカタなどを社に納めていた。当地の人々の心境は「社さんは、なんでも喜んでもろてくれるから受け取って頂く」のだと考えられていた。

昔から生駒谷では、水田の多くが傾斜地で耕作されており、稲作農耕に欠かせない水を安定的に供給してくれる大河や大規模な溜池がなく、農民は慢性的な水不足に悩まされていた。村の共同祈願である雨乞いを村の聖地として信仰を集めていた社さんでも行うようになったのだと考えられる。

#### 保護樹林一覧

指定番号	指定年月日	名称	樹種	所在地	面積(平方メートル)	状態
<a href="#">保護樹林 指定番号1</a>	平成4年4月8日	九万八千の社	カシ等	萩原町	188	カシ・クスギが繁茂
<a href="#">保護樹林 指定番号2</a>	平成4年4月8日	谷口の社	カシ等	萩原町	119	カシが繁茂
<a href="#">保護樹林 指定番号3</a>	平成4年4月8日	つかさの社	カシ等	萩原町	92	石造仏、雑木としのぶ竹
<a href="#">保護樹林 指定番号4</a>	平成4年4月8日	たいの社	カシ等	萩原町	89	盛り土、忠魂碑、ヤカタ、カシが繁茂
<a href="#">保護樹林 指定番号5</a>	平成4年4月8日	あかの社	カシ等	萩原町	155	カシ・クスギの大木、一本倒木

核樹林をクリックして下さい。その樹林のページが見られます。



[別ウィンドウで開く](#)

### お問い合わせ

生駒市都市整備部みどり公園課

電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係:585 公園係:587)

ファクス: 0743-74-9100

電話番号のかけ間違いに  
ご注意ください!

[お問い合わせフォーム](#)

## 生駒市

Copyright (C) Ikoma City All Rights Reserved.

### 3. 計画

#### (1) 樹林地等の活用と保全に取り組む仕組みづくり

○樹林地等は、所有者にとっては運用可能な資産であり、市民にとっては暮らしを豊かにする緑の環境資源です。所有者・市民が相互に樹林地等の意味を理解し合うことを前提に、次のような保全・活用の仕組みをつくりまします。

##### a. 『歴史の森』

○本市の固有の歴史・文化に寄与している寺社・史跡などと一体の樹林地等は、その風致を今後とも損なうことのないよう『歴史の森』に位置づけまします。そして、市民の協力によって適切に維持管理していくことを目指しまします。

##### b. 『樹林公園』

○不足する公園機能を補う位置と規模を有し、かつ“緑の住宅都市”らしさに寄与している樹林地等を選定し、都市公園の一環として『樹林公園』\*1に位置づけまします。そして現代の“里山”（自然体験型のレクリエーションや環境学習の場）として市民へ開放するとともに、“自然好き市民”の参加のもとで適正な維持管理を目指しまします。

##### c. 『市民の森』

○『樹林公園』以外にも同等の性格を持つ樹林地等は、所有者の申し出により、期限を設定して『市民の森』\*2とすることができることとし、『樹林公園』と同様に市民主体の活用と適正な維持管理を目指しまします。

##### d. 『保護樹林・保護樹木』

○杜さん\*3など由緒由来ある樹林や、地域の人びとに親しまれている巨樹・古木などを所有者の賛同を得て『保護樹林・保護樹木』\*4に指定し、その存在を顕彰するとともに、広く市民に知らせまします。

#### (2) 樹林地等での開発の適正化への取り組み

○樹林地等の一部で行われる開発では、周辺環境が極端に損なわれないよう、影響緩和への配慮（ミティゲーション）が必要です。このため、周辺樹林地等の保全や適切な環境回復に向けた取り組みを開発事業者などに積極的に呼びかけまします。

#### (3) 樹林地等での市民活動を支える仕組みづくり

○『歴史の森』『樹林公園』『市民の森』での自然体験型レクリエーション活動や遊休農地の活用\*5への市民参加の促進に向け、本市の友好都市である上北山村や竹野町の協力を得て、多くの市民が“自然好き市民”になれるように努めまします。また、樹林地等に親しむ市民イベントなどを支援しまします。



\*1 『樹林公園』:

樹林地等の環境保全に重点を置き、現代の“里山”として、自然体験型レクリエーションや自然学習の場としての活用を目指す公園  
このため必要最低限の散策路などの整備にとどめる

\*2 『市民の森』: 都市緑地保全法による「市民緑地」制度を基本に、所有者の申し出により、一定期間、市が借り上げ、市民参加のもと、活用と維持管理を行う樹林地

\*3 杜さん: 市内各所に伝わる七つ森など人びとの信仰の対象として伝えられ、畏怖の場となってきた樹林

\*4 『保護樹林・保護樹木』:

生駒市環境基本条例に基づき、緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共生できる都市の実現を目指して、市街地の緑をより多く残すために、保護樹林・保護樹木を指定する制度  
土地所有者等からの申請を受けて市が指定し、保護樹林等の維持管理に必要な経費の一部を助成する

\*5 遊休農地の活用: AI-AI・PLANに基づく生産緑地の市民農園としての活用、山麓部分の棚田環境の保全活動など



## 保護樹木等補助金交付実績

## ○保護樹林

(円)

	交付確定日	指定番号	所在地	補助金額
1	平成31年2月25日	1	萩原町 57番地	27,000
2	平成31年2月25日	4	萩原町 353番地	27,000
合計 2件				54,000

## ○保護樹木

(円)

	交付確定日	指定番号	所在地	補助金額
1	平成27年6月22日	26-01	萩の台 837番地	20,000
2	平成30年3月23日	26-10	高山町 968番地	20,000
3	平成31年2月27日	26-06	南田原町 803番地1	20,000
4	令和元年6月4日	26-01	萩の台 837番地	20,000
合計 4件				80,000

R2.9.29現在

NO. 45 社会福祉協議会運営補助金

地域福祉事業拠点区分 資金収支予算書内訳表(当初予算)  
(自)令和 2年 4月 1日(至)令和 3年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	サービス区分						合計	内部取引消去	拠点区分合計
	法人運営事業	地域福祉活動事業	善意銀行事業	共同募金配分金事業	生活福祉資金貸付事業	交通遺児奨学金事業			
収入									
会費収入	500,000						500,000		500,000
寄附金収入	500,000						500,000		500,000
寄附金収入			1,000,000				1,000,000		1,000,000
寄附金収入			1,000,000				1,000,000		1,000,000
経常経費補助金収入	40,000,000	42,000		8,600,000			48,642,000		48,642,000
県社協補助金収入		42,000					42,000		42,000
ボランティア活動振興事業補助金収入		42,000					42,000		42,000
市区町村補助金収入	40,000,000						40,000,000		40,000,000
市区町村補助金収入	40,000,000						40,000,000		40,000,000
共同募金配分金収入				8,600,000			8,600,000		8,600,000
一般募金配分金収入				4,500,000			4,500,000		4,500,000
歳末たすけあい配分金収入				4,100,000			4,100,000		4,100,000
受託金収入		710,000				1,925,500	2,635,500		2,635,500
市区町村受託金収入		710,000					710,000		710,000
市区町村受託金収入		710,000					710,000		710,000
都道府県社協受託金収入						1,925,500	1,925,500		1,925,500
都道府県社協受託金収入						1,925,500	1,925,500		1,925,500
事業収入		180,000					180,000		180,000
参加費収入		50,000					50,000		50,000
手数料収入		130,000					130,000		130,000
受取利息配当金収入	210,000						230,000	20,000	230,000
その他の収入	120,000	10,000					130,000		130,000
受入研修費収入	70,000						70,000		70,000
雑収入	50,000	10,000					60,000		60,000
雑収入	50,000	10,000					60,000		60,000
事業活動収入計(1)	40,830,000	942,000	1,000,000	8,600,000	1,925,500	20,000	53,317,500		53,317,500
支出									
人件費支出	26,243,000	6,400,000			1,360,000		34,003,000		34,003,000
役員報酬支出	340,000						340,000		340,000
職員給料支出	14,413,000	3,450,000			1,360,000		19,223,000		19,223,000
職員賞与支出	3,580,000	1,590,000					5,170,000		5,170,000
非常勤職員給与支出	3,770,000	360,000					4,130,000		4,130,000
法定福利費支出	4,140,000	1,000,000					5,140,000		5,140,000
事業費支出	230,000	457,000		418,000	15,000	360,000	1,480,000		1,480,000
消耗器具備品費支出		45,000		90,000			135,000		135,000
保険料支出		90,000		18,000			108,000		108,000
車両費支出	230,000				15,000		245,000		245,000
諸謝金支出		272,000		310,000			582,000		582,000
給付費支出(事業)						360,000	360,000		360,000
雑支出		50,000					50,000		50,000
事務費支出	13,093,000	320,000		1,452,000	550,500		15,415,500		15,415,500
福利厚生費支出	50,000	10,000					60,000		60,000
旅費交通費支出	50,000	60,000					110,000		110,000
研修研究費支出	200,000	60,000					260,000		260,000
事務消耗品費支出	240,000	50,000		30,000	176,000		496,000		496,000
印刷製本費支出	50,000	10,000		350,000	30,000		440,000		440,000
水道光熱費支出	520,000						520,000		520,000
修繕費支出	360,000						360,000		360,000
通信運搬費支出	356,000	60,000		82,000	100,000		598,000		598,000
会議費支出	20,000	10,000		55,000			85,000		85,000
広報費支出	2,940,000			650,000			3,590,000		3,590,000
業務委託費支出	5,640,000			250,000			5,890,000		5,890,000
保守委託費支出	340,000						340,000		340,000
その他の委託費支出	5,300,000			250,000			5,550,000		5,550,000
手数料支出	320,000			35,000	244,500		599,500		599,500
保険料支出	180,000	20,000					200,000		200,000
賃借料支出	330,000						330,000		330,000
租税公課支出	1,670,000	20,000					1,690,000		1,690,000
渉外費支出	50,000						50,000		50,000
諸会費支出	47,000						47,000		47,000
雑支出	70,000	20,000					90,000		90,000
雑支出	70,000	20,000					90,000		90,000

NO. 45 社会福祉協議会運営補助金

	共同募金配分金事業費				4,100,000			4,100,000		4,100,000
	歳末たすけあい配分金事業費				4,100,000			4,100,000		4,100,000
	分担金支出	599,000	20,000					619,000		619,000
	分担金支出	599,000	20,000					619,000		619,000
	助成金支出		1,400,000	200,000	2,630,000			4,230,000		4,230,000
	助成金支出		1,400,000	200,000	2,630,000			4,230,000		4,230,000
	助成金支出		1,400,000	200,000	2,630,000			4,230,000		4,230,000
	その他の支出	360,000						360,000		360,000
	法人税、住民税及び事業税支出	360,000						360,000		360,000
	事業活動支出計(2)	40,525,000	8,597,000	200,000	8,600,000	1,925,500	360,000	60,207,500		60,207,500
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	305,000	△ 7,655,000	800,000	0	0	△ 340,000	△ 6,890,000		△ 6,890,000
施設整備等による収支	収入									
	施設整備等収入計(4)									
施設整備等による収支	支出									
	施設整備等支出計(5)									
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)									
その他の活動による収支	収入									
	基金積立資産取崩収入	10,000,000					360,000	10,360,000		10,360,000
	基金積立資産取崩収入	10,000,000					360,000	10,360,000		10,360,000
	サービス区分間繰入金収入	800,000	8,115,000					8,915,000	△ 8,915,000	0
	その他の活動収入計(7)	10,800,000	8,115,000				360,000	19,275,000	△ 8,915,000	10,360,000
その他の活動による収支	支出									
	基金積立資産支出						20,000	20,000		20,000
	基金積立資産支出						20,000	20,000		20,000
	積立資産支出	500,000						500,000		500,000
	退職給付引当資産支出	500,000						500,000		500,000
	拠点区分間繰入金支出	1,934,000						1,934,000		1,934,000
	サービス区分間繰入金支出	8,115,000		800,000				8,915,000	△ 8,915,000	0
その他の活動による支出	556,000	460,000					1,016,000		1,016,000	
退職手当積立基金預け金支出	556,000	460,000					1,016,000		1,016,000	
	その他の活動支出計(8)	11,105,000	460,000	800,000		20,000	12,385,000	△ 8,915,000		3,470,000
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 305,000	7,655,000	△ 800,000		340,000	6,890,000	0		6,890,000
	予備費支出(10)									
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前期末支払資金残高(12)	40,000,000						40,000,000		40,000,000
	当期末支払資金残高(11)+(12)	40,000,000	0	0	0	0	0	40,000,000	0	40,000,000



生駒市社会福祉協議会運営補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、生駒市社会福祉協議会運営補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金対象経費)

第2条 補助金の対象とする経費は、協議会の法人運営及び地域福祉に係る事業に要する人件費、事業費及び事務費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が適当と認める額とする。

(交付申請)

第4条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、生駒市社会福祉協議会運営補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、提出書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、生駒市社会福祉協議会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、協議会に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 協議会は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに生駒市社会福祉協議会運営補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに協議会に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 協議会は、補助金を受け、事業が完了した後、生駒市社会福祉協議会運営事業実績報告書（様式第4号）に事業報告書及び収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、生駒市社会福祉協議会運営補助金確定通知書（様式第5号）により、協議会に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(経過的措置)

第11条 この補助金は、恒常的なものではなく、協議会会員賛同金、寄付金、共同募金分担金及び収益事業等で採算運営のできるまでの経過的措置による助成補助金とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



# 令和元年度 事業報告書

社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会

## 目 次

1	社会福祉協議会運営の基盤整備	・・・	1
2	地域福祉活動の推進	・・・	3
3	権利擁護活動の推進	・・・	10
4	ボランティア活動の推進	・・・	13
5	生活福祉資金等を活用した自立支援	・・・	14
6	災害時に向けた取組み	・・・	15
7	生活困窮者自立相談支援事業	・・・	15
8	生駒市福祉センターの円滑な管理・運営	・・・	18
9	地域包括支援センターの運営と介護予防の推進	・・・	23
10	デイサービスセンター幸楽の円滑な管理及び運営	・・・	26
11	交通遺児（高校生）奨学金の支給	・・・	29

## 事 業 報 告

令和元年度、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会は、財務活動等における法令遵守を徹底するとともに、情報開示を積極的に推進することによって、透明性の高い法人運営に努めました。

また、事業執行においては、生駒市くらしとしごと支援センターにおいて生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立相談支援事業を実施するとともに、生駒市権利擁護支援センターでは、専門相談員が相談者に寄り添いながら、個々の相談者に沿った問題解決に向けての支援を行いました。

介護保険等事業においては、生駒市デイサービスセンター幸楽を拠点に、訪問介護、通所介護、居宅介護支援及び障がい福祉サービス事業を運営いたしました。それらに加えて地域支援事業の一環として、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービス提供体制の充実や強化、高齢者の社会参加を一体的に推進するための担い手やサービスの開発に取り組みました。

また、指定管理者として生駒市福祉センターの管理及び運営、意思疎通支援事業、社会参加支援事業等に取り組み、市民サービスの向上と地域福祉の推進に努めました。

当社会福祉協議会の事業運営に当たりましては、地域の皆様や団体の温かいご理解により、多大なご支援ご協力をいただきましたことを感謝申し上げますとともに、ここに事業概要及び執行状況を報告いたします。

### 1 社会福祉協議会運営の基盤整備

#### (1) 組織体制・財政基盤の強化

##### ア 理事会・評議員会の運営

当協議会を円滑に運営するため、次のとおり開催した。

会議名	開催日	場 所	主 な 内 容
決算監査	5月16日	コミュニティセンター	・平成30年度社会福祉法人生駒市社会福祉協議会事業報告及び計算書類の監査
理 事 会	5月24日	コミュニティセンター	・平成30年度生駒市社会福祉協議会の事業報告及び計算書類について ・令和元年度生駒市社会福祉協議会定時評議員会の招集について
評 議 員 会	6月19日	コミュニティセンター	・平成30年度生駒市社会福祉協議会の事業報告及び計算書類について ・生駒市社会福祉協議会の理事及び監事の選任について
理 事 会	6月19日	コミュニティセンター	・生駒市社会福祉協議会会長、副会長及び常務理事の選定について

理事会	9月24日	コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度生駒市社会福祉協議会資金収支補正予算(第1回)について</li> <li>令和元年度生駒市社会福祉協議会第2回評議員会の招集事項について</li> </ul>
評議員会	10月2日	コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度生駒市社会福祉協議会資金収支補正予算(第1回)について</li> </ul>
理事会	3月19日	コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度生駒市社会福祉協議会資金収支補正予算(第2回)について</li> <li>令和2年度生駒市社会福祉協議会の事業計画及び資金収支予算について</li> <li>令和元年度生駒市社会福祉協議会第3回評議員会の招集について</li> </ul>
評議員会	3月26日	コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>生駒市社会福祉協議会の理事・監事の補充選任について</li> <li>令和元年度生駒市社会福祉協議会資金収支補正予算(第2回)について</li> <li>令和2年度年度生駒市社会福祉協議会の事業計画及び資金収支予算について</li> </ul>

イ 共同募金事業への協力

(ア) 共同募金委員会の運営

市民に分かりやすく透明性があり、参加しやすい募金運動を展開するため共同募金委員会を開催した。

開催回数 2回

(イ) 共同募金運動の推進

10月から赤い羽根共同募金運動を行い、自治会、市内小・中学校、生駒商工会議所を始め、市民の皆様のご理解ご協力により多額の募金をいただいた。

また、10月1日に、民生・児童委員連合会、ボランティア団体等の多数の協力を得て、市内の各駅前等で街頭募金活動を実施した。

(単位:円)

募金方法	令和1年度	平成30年度
戸別募金	5,929,798	5,889,852
街頭募金	195,482	501,483
職域募金	351,356	385,393
法人(企業)募金	718,500	555,500
学校募金	213,006	246,285
その他	293,174	
合計	7,701,316	7,578,513



(ウ) 歳末たすけあい運動の実施

民生・児童委員連合会、自治会、共同募金委員会、当協議会等が一体となって「歳末たすけあい募金運動」を行い、市民の皆様の温かい善意と関係者の熱心な協力によって多額の募金をいただいた。この募金は、年末に支援を必要とする人たちへの援助や事業等、地域の福祉活動に活用した。

(単位:円)

区 分	令和1年度	平成30年度
募金実績額	4,083,211	4,193,035

配分内訳

(単位:円)

対 象	金 額
市内児童養護施設（お年玉・入学祝い）	509,000
福祉団体（見舞金）	460,000
地区民生・児童委員協議会への助成 （高齢者の集い・歳末プレゼント）	1,907,500
子育て支援事業助成	220,492
ひとり親家庭一日レクリエーション	226,758
福祉団体へ事業助成	788,420
生活困窮者緊急支援事業	12,017
緊急時安心カード	68,848
合 計	4,193,035

(2) 福祉情報の提供及び広報活動の強化

ア 広報「社協だより・いこま」の発行

「社協だより・いこま」を発行して市内全戸に配布し、当協議会の事業の報告や情報提供に努めた。

- ・第108号(平成31年 4月 1日)
- ・第109号(令和 1年 7月 1日)
- ・第110号(令和 1年10月 1日)
- ・第111号(令和 2年 1月15日)

イ ホームページの充実

ホームページにより、当協議会に関する情報を、迅速に分かりやすく提供した。

2 地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現のため、市民の参加を得

て、様々な福祉ニーズの相談に応じるとともに、きめ細かな福祉サービスを組織的かつ総合的に推進した。

(1) 福祉総合相談体制の充実

ア 心配ごと相談の運営

民生委員・児童委員に相談員を委嘱し、毎週木曜日（祝日を除く。）に各種の相談に応じた。

(単位:件)

相談事項	令和1年度		平成30年度	
	件数	うち 他機関紹介	件数	うち 他機関紹介
生 計	0	0	8	5
家族関係	2	2	4	3
健康・医療	2	2	3	1
財 産	1	1	0	0
教育・青少年問題	0	0	0	0
障がい者福祉	0	0	0	0
高齢者福祉	0	0	1	1
児童福祉	0	0	0	0
人権・法律	0	0	0	0
近隣問題	1	1	0	0
その他	1	1	3	0
合 計	7	7	19	10

イ 総合相談窓口の設置

相談を通じて市民のニーズを把握するとともに、当協議会の諸資源の積極的活用と専門的な相談に応じた。

(単位:件)

相談事項	令和1年度		平成30年度	
	件数	他機関紹介	件数	他機関紹介
生計	2	0	4	1
家族関係	0	0	3	3
健康・医療	1	1	5	3
財産	0	0	1	1
教育・青少年問題	0	0	2	1
障がい者福祉	8	1	14	6

高齢者福祉	44	15	38	12
児童福祉	1	1	2	1
人権・法律	0	0	20	2
近隣問題	2	2	8	4
その他	46	10	60	9
合 計	104	30	157	43

## (2) ふれあい・いきいきサロン推進事業

サロン活動への支援・情報提供

現在開設中の各サロンに助成等に関する情報の提供を行うとともに、サロン活動の啓発の一環として「社協だよりいこま」に活動紹介の記事を掲載した。

社協だよりいこま掲載

- No. 108号 鹿ノ台生き生きサロン
- No. 109号 のんきサロン
- No. 110号 むつみサロン（松美台）
- No. 111号 芝なかよしサロン

## (3) 高齢者支援事業

ア 友愛電話訪問事業

(ア) 友愛電話訪問

ひとり暮らし高齢者の孤独感を解消することを目的に、訪問ボランティアの協力により、月曜日から金曜日（祝日を除く。）に電話による訪問を実施した。

区 分	令和1年度	平成30年度
対 象 者	26人 (男性6人・女性20人)	33人 (男性6人・女性27人)
実施日数	240日	243日
訪問回数	953回	975回
ボランティア	14人	16人

(イ) 友愛電話訪問交流会

友愛電話の利用者と訪問ボランティアが親睦を深めるため、交流会を開催した。

実 施 日                    11月21日  
 場      所                    コミュニティセンター  
 参 加 者                    友愛電話利用者10人      訪問スタッフ    8人

(ウ) 友愛電話訪問ボランティア研修会

友愛電話の訪問ボランティアを対象に研修会を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止した。

イ 介護家族支援事業（家族のための介護サロン）

介護の方法や介護されている方の健康づくりなどについて、専門家から学ぶ教室を、デイサービスセンター幸楽で開催した。

回	開催日	人数(人)	内 容	講 師
1	8月31日	14	介護の負担を軽減 自宅で出来る元気になる運動	友絨会総合病院 技師長 徳久 謙太郎氏
2	9月28日	13	簡単にできる 飲み込みやすいおいしい食事	やすらぎの杜 延寿 管理栄養士 半田 恵美氏
3	10月19日	6	介護者のストレス軽減 ～アロマで癒しを～	日本エンジェルセラピー協会 理事長 浦野 典子氏
4	11月2日	12	気持ちのいい排泄のため 考えてみよう・体験してみよう	(株)はいせつ総合研究所 代表 浜田 きよ子氏
5	11月30日	8	認知症の方との寄り添い方 (オレンジリングの配布あり)	若年性認知症サポートセンター絆 菅 昌生氏
合 計		53		

ウ 緊急時あんしんカードの配布

ひとり暮らし高齢者が緊急時に、速やかに連絡等ができるよう、各自の情報(氏名、住所、電話番号、緊急連絡先、かかりつけの病院等)を書き込んで、身近な所に常備できるカードを作成し、民生委員・児童委員を通じて配布した。

エ 認知症高齢者等見守り事業（認知症支え隊）

在宅の認知症高齢者等に対し、ボランティア（隊員）が電話連絡や同行などの外出支援等を行い、本人の社会参加や活動を継続することにより、認知能力・身体能力の低下を防止し、在宅生活及び活動を継続した。また、事業をとおして利用者が通う外出先のボランティア等地域住民の認知症への理解を促進した。

区 分	令和1年度	平成30年度
隊員数	40名	17名
活動隊員(実人数)	13名	6名
支援件数	147件	55件

(4) 障がい者支援事業

障害者週間（12月3日～9日）キャンペーン事業

(ア) 「障害者週間」街頭キャンペーン

障がいのある人とない人が共に支え合い、尊重し合う共生社会を推進するため、障がい者団体、市内小・中学校及び関係団体の協力を得て、生駒駅等において啓発活動を実施した。

実施日	12月3日
場所	生駒駅、東生駒駅、南生駒駅、学研北生駒駅、白庭台駅、近鉄百貨店生駒店、イオンモール奈良登美ヶ丘店、いそかわ新生駒店及びKOHYO東生駒店
協力者	障がい者団体、生駒小学校、生駒南小学校、真弓小学校、生駒南中学校及び民生・児童委員連合会

(イ) 「障害者週間」ポスター展

障がいについての理解と関心を高めることを目的に、市内小・中学生から募集した作品を展示した。

実施期間	11月22日～11月28日
場所	生駒市役所
実施期間	11月30日～12月8日
場所	生駒市福祉センター
参加校	生駒小学校、俵口小学校、真弓小学校、大瀬中学校及び生駒台小学校
作品数	13点

(ウ) 「障害者週間」講演会

障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を促進するためのイベントを開催した。

実施日	12月7日
場所	生駒市福祉センター
ゲスト	奈良ろう者劇団 大仏も笑う会
内容	手話喜劇 ～最後の夏まつり～
参加者	一般・各団体等

(5) 福祉教育事業

ア 福祉出前講座

福祉についての学習の機会を提供し、福祉活動及びボランティア活動への発展と障がい者等への理解を深めるため、地域に出向いて福祉出前講座を開催した。

開催日	場所	対象者	人数(人)	内容
4月17日	谷田自治会館	谷田ふれあいカフェ	20	手話講座

NO. 45 社会福祉協議会運営補助金

6月13日	なばた幼稚園	年中・年長組	45	手話体験
6月26日	鹿ノ台佐保保育園	3～5歳児	35	手話体験
6月27日	南喜里が丘自治会館	市民	18	アイマスク体験
7月2日	壱分小学校	5年生	115	車いす体験
7月7日	西地区自治連合会	市民	58	車いす体験
8月22日	南喜里が丘自治会館	市民	18	手話体験
9月6日	ひがし保育園	3～5歳	130	手話体験
9月12日	真弓小学校	4年生	122	車いす体験
9月13日	生駒小学校	4年生	98	点字体験
9月27日	真弓小学校	4年生	122	点字体験
10月3日	俵口小学校	4年生	70	点字体験
10月10日	生駒北小学校	4年生	27	点字体験
10月11日	ソフィア東生駒こども園	5歳	27	手話体験
10月24日 25日	あすか野小学校	4年生	176	車いす体験
10月29日	俵口小学校	4年生	70	車いす体験
10月31日	あすか野小学校	4年生	176	点字体験
10月31日	俵口小学校	4年生	70	手話体験
11月5日	生駒小学校	4年生	98	車いす体験
11月7日	桜ヶ丘小学校	4年生	104	アイマスク体験
11月7日 8日	あすか野小学校	4年生	176	手話体験
11月8日	緑ヶ丘中学校	2年生	160	福祉講演
11月11日	鹿ノ台佐保保育園	3～5歳	36	手話体験
11月15日	緑ヶ丘中学校	2年生	160	障害者理解(聴覚・視覚)
11月18日	中保育園	3～5歳	128	手話体験
11月20日	生駒台小学校	4年生	129	手話体験
11月21日	上中学校	2年生	210	アイマスク体験
11月22日	生駒南中学校	2年生	62	アイマスク体験
11月22日	生駒東小学校	4年生	90	手話体験
11月27日	あすかの保育園	4・5歳	41	手話体験
11月28日	生駒南小学校	3年生	70	アイマスク体験
11月29日	壱分小学校	5年生	116	福祉教育
11月29日	鹿ノ台小学校	4年生	102	手話体験
11月29日	生駒台幼稚園	5歳	62	車いす体験
12月6日	生駒台小学校	4年生	129	車いす体験
12月10日	鹿ノ台小学校	4年生	102	車いす・アイマスク体験
12月17日	生駒南小学校	5年生	70	車いす体験
1月15日	生駒幼稚園	年中組	42	手話体験
1月16日	生駒東小学校	4年生	91	車いす体験
1月22日	東生駒病院1階交流スペース	市民	20	手話講座
1月23日	壱分幼稚園	年長組	39	手話体験
1月23日	桜ヶ丘小学校	5年生	118	車いす体験
1月30日	生駒小学校	4年生	98	手話体験
合 計		43回	3,850	

イ 社会福祉教育実習及び介護等体験実習生の受入れ

社会福祉教育の一環として、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に規定する社会福祉士等の資格取得に必要なソーシャルワーク実習等の学生を受け入れた。

- ・ソーシャルワーク実習 3 人
- ・介護等体験実習 7 人

(6) ひとり親家庭交流事業

「ひとり親家庭一日レクリエーション」

親子のふれあいとひとり親家庭相互の交流を図り、社会参加を促すことを目的に開催した。

- 実施日 10月26日
- 場 所 びわ湖バレイ
- 参加者 34人

(7) ふれあい援助事業

出産、けが等の一時的な事情により、家事や介護等の日常生活に支障がある家庭に対しホームヘルパーを派遣した。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
派遣件数	32 件	65 件
派遣時間	92 時間 00 分	149 時間 00 分

(8) 車いす貸出し

高齢者、身体障がい者等の外出援助のため、無料で車いすの貸出しを行った。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
車いす	119 台 (福祉センター 65 台)	138 台 (福祉センター 67 台)

(9) 善意銀行の運営

市民の皆様から善意の預託を受け、預託者の意思に従ってその指定先に払い出した。

預 託		払 出		払 出 先
件数	金 額	件数	金 額	
13 件	10,641,553 円	1 件	100,000 円	愛染寮

### (10) 当事者組織の支援

身体障害者福祉会、障害児・者を守る連合会等の当事者の会と連携の強化及び連絡調整を図るとともに、福祉活動の強化に努めた。

### (11) 社会福祉関係団体との連携強化

民生・児童委員連合会、老人クラブ連合会、保護司会、更生保護女性会をはじめ、身体障害者福祉会、障害児・者を守る連合会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児・者父母の会、聴覚障害者協会、難聴者福祉協会、遺族会、介護者（家族）の会等と連携体制の強化及び連絡調整を図り、福祉活動の強化に努めた。

#### ア 生駒市民生・児童委員連合会事務局の運営

民生・児童委員連合会の事務局として、適切な運営を行った。

#### イ 生駒市老人クラブ連合会事務局の運営

老人クラブ連合会の事務局として、適切な運営を行った。

#### ウ 生駒市居宅介護支援事業者協会事務局の運営

居宅介護支援事業者協会の事務局として、適切な運営を行った。

#### エ 生駒市保護司会事務局の運営

保護司会の事務局として、適切な運営を行った。

#### オ 生駒市地区更生保護女性会事務局の運営

更生保護女性会事務局として、適切な運営を行った。

### (12) 生活支援コーディネーターの配置

生活支援・介護予防サービス提供体制の充実や強化、高齢者の社会参加を一体的に推進するため、関係者のネットワークや既存の取組み等と連携し、担い手の育成やサービスの開発を行った。

### (13) 苦情等受付状況

苦情受付件数            0 件

## 3 権利擁護活動の推進

### (1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活に関わる相談に応ずるとともに、



福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行う福祉サービス利用援助事業を推進した。

(単位:件)

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
新規相談件数	21	33
成年後見制度 利用支援件数	3	0

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
利用者数	40 人 (内新規利用者 6 人)	48 人 (内新規利用者 14 人)
相談援助件数	131 件	210 件
生活支援員 活動件数	589 件	629 件
生活支援員 活動時間	516 時間 00 分	537 時間 00 分

## (2) 権利擁護支援システムの構築

判断能力が十分でない人が成年後見制度等の社会資源を活用しながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、関係機関、団体、専門職等の関係者が地域のネットワークにより支援していくために総合的な窓口を開設し、各種事業を実施した。

### ア 権利擁護支援センターの運営

知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない者の権利の侵害への対応及び権利の行使に社会的な支援が必要な障がい者及び高齢者に対し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的に権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行った。

### イ 生駒市権利擁護支援センター相談実績

専門相談員（社会福祉士）を配置し、必要な相談支援を行った。

(単位:件)

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
電話相談(メール、 ファクス含む)	165	432
面談	25	39
訪問	43	92
合 計	233	563

ウ 法人後見事業の実施

適切な成年後見人等がない場合に生駒市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し必要な支援を行った。

受任件数 1 件（補助類型）

エ 専門相談窓口の設置

(ア) 成年後見制度無料相談会

リーガルサポート奈良支部会員の司法書士と権利擁護支援センターの職員（社会福祉士）による成年後見制度に関する相談会（毎月第3木曜日、予約制）を行った。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
相談件数	14	8

(イ) 高齢者及び障がい者のための無料法律相談

弁護士による、高齢者及び障がい者のための無料法律相談（毎月第2・4木曜日、予約制）を行った。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
相談件数	21	19

(ウ) 福祉関係機関向け専門相談

権利擁護支援センターの職員が相談を受け、弁護士への相談を行った。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
相談件数	6	12

オ 実務者連絡会の開催

実施日 9月3日  
 場 所 生駒市福祉センター  
 内 容 講座 「日常生活自立支援事業の概要」  
 講 師 奈良県社会福祉協議会 専門員 山上 伸子 氏  
 参加者 17人

(3) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0 件

## 4 ボランティア活動の推進

### (1) ボランティア活動保険等の受付

区 分	令和1年度	平成30年度
ボランティア活動保険	3,352人	3,531人
ボランティア行事保険	117件	105件
保険請求件数	5件	9件

### (2) ボランティア活動普及事業助成

小学校及び中学校の児童や生徒を対象に、社会福祉に対する理解と関心を深めることを目的として、学校に対して助成を行った。

助成校 生駒小学校、生駒南小学校、生駒北小学校、あすか野小学校、壱分小学校、生駒南第二小学校、生駒中学校、鹿ノ台中学校、生駒高等学校及び奈良北高等学校

### (3) 福祉ボランティアグループ助成

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的として、福祉ボランティアグループに対して助成を行った。

助成グループ サロン楽我生、幸楽ボランティア、手話サークルかしの木、夢の会、手話サークルハーブ、音訳グループ生駒やまびこ、笑みの会、車椅子ダンス フレンズピア、要約筆記いこま、福祉団体生駒希望の会、グループくさぶえ及び生駒市健康づくり推進員連絡協議会

### (4) 生駒市内のボランティア団体との連携

#### ア 生駒市社会福祉協議会ボランティアネットワークへの情報提供

ボランティアグループにボランティア活動に必要な活動資金となる民間の助成金等の情報を4月から配信した。

情報配信回数（4月～3月） 19回

#### イ 登録ボランティア交流会の開催

実施日 7月10日  
場 所 コミュニティセンター  
内 容 浦野典子先生のアロマオイルマッサージ体験  
参 加 9グループ

実施日 10月24日  
 場所 コミュニティセンター  
 内容 ボランティアネットワーク活動報告  
 参加 8グループ

実施日 1月27日  
 場所 ららぽーと2階  
 内容 次回研修会・交流会の打合せ  
 参加 10グループ

(5) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0件

5 生活福祉資金等を活用した自立支援

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、奈良県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を活用した資金の貸付けと必要な援助指導等により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加を促進した。

(1) 低所得者世帯等への支援活動

ア 生活福祉資金の貸付相談

民生委員・児童委員の協力を得て、低所得者、高齢者及び障がい者の世帯に生活福祉資金の貸付けを行い、経済的な自立と生活意欲の促進に努めた。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
相談件数	104	99

イ 貸付申請件数

区 分	令和1年度		平成30年度	
	件数(件)	貸付決定額(円)	件数(件)	貸付決定額(円)
福祉資金				
・福祉費	0	0	5	2,548,000
・緊急小口資金	2	200,000	17	1,071,000
教育支援資金				
・教育支援費	6	5,931,000	5	5,383,000
・就学支度費	7	1,334,000	4	1,086,000
総合支援資金				
・生活支援費	1	300,000	0	0

臨時特例つなぎ資金				
	0	0	2	130,000
不動産担保型生活資金				
・要保護世帯向け	0	0	1	6,054,300
合 計	16	7,765,000	34	16,272,300

(2) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0 件

6 災害時に向けた取組み

(1) 災害支援に関する学習・啓発活動

災害時における連携・協働のあり方などについて考えることを目的に災害ボランティア養成講座を開催した。

実 施 日	8 月 2 4 日
場 所	コミュニティセンター
内 容	災害ボランティア活動を知ろう
講 師	奈良県社会福祉協議会 災害ボランティア受援コーディネーター 川口 均 氏
参 加 者	1 7 名
実 施 日	9 月 7 日
場 所	コミュニティセンター
内 容	あなたもできる！災害ボランティア
講 師	奈良県社会福祉協議会 主幹 石川 美也子 氏
参 加 者	2 0 名

(3) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0 件

7 生活困窮者自立相談支援事業

経済的な問題のみならず、複合的な問題を抱えている生活困窮者に対して、生駒市くらしとしごと支援センターにおいて個別に対応し、自立に向けて支援する生活困窮者自立相談支援事業を推進した。

(1) 生駒市くらしとしごと支援センターの運営

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、各生活困窮者に応じた

包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援体制を構築するために相談員を配置し総合的な支援を行った。

(単位:件)

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
新規相談件数	131	137
プラン作成件数	62	65

(単位:件)

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
電話相談	535	618
訪問同行支援	138	166
面談支援	432	485
合 計	1,105	1,269

ア 支援調整会議

生活困窮者の複合的な課題を整理し、課題解決のための支援プランについて関係機関と合同でケースの検討及び支援の決定を行った。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
開催数	13 回	14 回
検討ケース	29 件	8 件
プラン確認	62 件	65 件
評価	63 件	63 件

イ 就労支援実績

生活困窮者に対する就労支援を行った。

(単位:件)

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
就労支援対象者数	25	34
一般就労開始件数	22	13
就労収入増加件数	3	5

ウ サロンの開催

生活困窮者の居場所作りと、自己理解を深めるプログラムを実施し、社会参加の機会の提供に努めた。

実施回数	計 10 回
場 所	コミュニティセンター
内 容	個人で取組みが出来るナノブロック等を使ったワークや、コミュニケーションを取りながら課題を完成させるワークなどを取り入れ、個人の特性等の理解を深め、他者との関係性の構築のためのきっかけ作りとした。
講 師	Co-en 浜口 桂氏
参 加 者	36 人（延べ）

## （２）住居確保給付金

離職により生活に困って、住居を失った人、又は住居を失う恐れの高い人に安定した就職活動ができるよう、期限付きで家賃相当額を支給する制度を推進した。

（単位：件）

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
相談件数	2	8
申請件数	0	1

## （３）被保護者就労支援事業

生活保護被保護者に対する就労支援として、生活保護被保護者就労支援促進事業を活用し、ハローワークと連携しながら就労支援を行った。

（単位：件）

区 分	令和 1 年度	令和 30 年度
支援対象者件数	26	21
就労開始件数	9	8
就労増収件数	0	0

## （４）家計相談支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や、専門的な助言・指導等を行った。

### ア 家計相談支援事業相談件数

生活困窮者からの相談に応じ、家計の問題を明らかにして生活の再生に向けたプランを作成し、家計を管理する力を高め、早期に家計が再生するための支援を行なった。

（単位：件）

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
相談支援件数	18	21

イ 無料家計相談会

奈良県司法書士会の司法書士と社協職員による家計再建等に関する相談会（毎月第2水曜日、予約制）を行った。

（単位：件）

区 分	令和1年度	平成30年度
相談件数	5	12

ウ 行事の開催

実施日	1月27日
場 所	たけまるほーる調理室
内 容	節約レシピ食堂～餃子の皮で簡単ピザ、炊きたてご飯の美味しいおにぎり～
講 師	食推協議会
参加者	3名

（5）就労準備支援事業

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど、複合的な課題があり既存の雇用施策の枠組みでは支援になじまない方に、一般就労に従事する準備としての基礎能力形成を計画的かつ一貫して支援を行った。

区 分	令和1年度	平成30年度
支援対象者件数	5	5
支援プログラムの実施	13	27
職場見学	0	1

（5）苦情等受付状況

苦情受付件数 0件

8 生駒市福祉センターの円滑な管理・運営

（1）生駒市福祉センターの指定管理事業

障がい者や高齢者と健常者のふれあい・心の通い合う交流の場として、また、ボランティアの活動拠点として、円滑な管理運営に努めた。

また、各種教室、スポーツレクリエーション等を通して、障がい者の自立、生活意欲の向上及び生きがいをづくりに努めた。



(単位:人)

利用区分	令和1年度	平成30年度
福祉団体	3,340	3,691
ボランティア団体	6,694	6,997
各種教室	5,071	5,123
市関係	784	1,298
手話関係	99	73
行 事	1,697	2,196
ヘルストロン	-	7,544
合 計	17,685	26,922

ア 各種教室

在宅障がい者や高齢者（60歳以上）の自立及び生きがい作りや交流活動の場として、各種教室を開講した。

教 室 名	令和1年度		平成30年度	
	開講回数(回)	参加人数(人)	開講回数(回)	参加人数(人)
やきもの教室A	18	202	17	262
やきもの教室B	18	185	17	133
水彩画教室	17	247	18	243
さをり織り教室	18	116	17	146
料理教室	8	130	9	147
パンフラワー教室	18	289	18	281
中国気功教室	17	463	18	459
体操教室	18	210	17	192
カラオケ教室A	19	367	19	398
カラオケ教室B	19	363	19	375
編み物教室	19	259	19	266
絵てがみ教室	18	223	19	257
手作りパン教室	8	130	8	131
園芸教室	20	281	19	284
健康ヨガ教室	19	514	19	520
健康太極拳教室	8	213	-	-
フラダンス教室	17	386	18	418
合 計	279	4,578	271	4,512

短期教室名	令和1年度		平成30年度	
	開講回数(回)	参加人数(人)	開講回数(回)	参加人数(人)
ビーズ教室	6	81	6	98
パッチワーク教室	10	157	10	171
健康音楽教室	-	-	6	93
親子料理教室	1	18	1	21
お菓子教室	1	10	1	20
男性クッキング教室	3	35	3	39
アロマキャンドル教室	-	-	1	14
ストレッチ教室	8	192	6	155
合 計	29	493	34	611

イ 福祉センター祭

障がい者や高齢者（60歳以上）が各種教室で学んだ成果を展示し、及び発表する場として福祉センター祭を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止した。

ウ 各種行事

障がい者(児)とその家族、高齢者（60歳以上）を対象に、各種行事を実施した。

(ア) 秋の日帰りバスツアー

障がい者（児）とその家族等を対象にバスツアーを実施した。

実施日 9月15日  
場 所 和歌山マリーナシティ（和歌山県和歌山市）  
参加者 125人

(イ) レクリエーション・ゲーム会

障がい者（児）とその家族を対象にレクリエーションを実施した。

実施日 1月19日  
場 所 生駒市福祉センター  
参加者 47人

エ ボランティア講習会

登録ボランティアを対象に、障がい者及び高齢者への理解を深めるための講習を実施した。

実施日 10月30日

場 所	生駒市福祉センター
内 容	運動と栄養について
講 師	スマイルさくらリハビリ訪問看護ステーション 理学療法士 田中 秀憲 氏
参 加 者	19人
実 施 日	2月13日
場 所	生駒市福祉センター
内 容	講演会「視覚障がい者の暮らしについて」
講 師	木村 佳子 氏
参 加 者	31人

オ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者等設置事業

専任の手話通訳者を設置し、手話通訳者派遣のコーディネートを行うとともに、聴覚障がい者等の日常生活における様々な相談に応じた。

(イ) 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等の社会参加におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣した。

区 分	令和1年度	平成30年度
派遣件数	249件	300件
派遣人数	295人	354人

(ウ) 要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障がい者等の社会参加におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記奉仕員を派遣した。

区 分	令和1年度	平成30年度
派遣件数	34件	38件
派遣人数	105人	102人

カ 社会参加支援事業

(ア) 点字・声の広報の発行

視覚障がい者の社会参加・自立の一助として、「点字広報いこま いこまち」及び「声の広報いこま いこまち」を発行した。

区 分	令和 1 年度		平成 30 年度	
	回数(回)	利用人数(人)	回数(回)	利用人数(人)
点字広報	14	42	21	63
声の広報	14	228	21	313

(イ) 各種講座

聴覚障がい者や視覚障がい者の社会参加におけるコミュニケーションを助ける技術を学ぶ講座を開催した。

講 座 名	令和1年度		平成30年度	
	開講回数(回)	参加人数(人)	開講回数(回)	参加人数(人)
手話奉仕員養成講座	44	665	44	795
聞こえのサポーター講座	7	30	7	38
点訳講習会	10	31	10	71
音訳講習会	6	55	6	60
合 計	67	781	67	964

(2) 自主事業

ア 点字図書の貸出し

視覚障がい者等に情報を提供するため、芥川賞・直木賞受賞作品の点字図書を貸し出した。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
利用件数	10 件	5 件
貸出数	28 冊	11 冊

イ 聴覚障がい者サロン（ふく mimi サロン）の運営支援

市内の聴覚障がい者の社会参加と仲間づくりの輪を広げ、いきいきと安心して暮らせることを目的に開催し、社会参加の機会の提供に努めた。

実施回数	計 4 回
場 所	生駒市福祉センター
内 容	手話ボランティアのサポートを得て、生駒ふるさとミュージアムの見学と勾玉づくり体験、パンケーキの調理実習などを行った。
参 加 者	4 5 人（延べ）

ウ 手話奉仕員スキルアップ研修

聴覚障がい者の福祉の増進及び情報保障の充実を図るため、手話奉仕員の手話技

術と知識の向上、及び手話通訳者を目指す人を増やすことを目的に開催した。

講座名	令和1年度	
	開講回数(回)	参加人数(人)
手話奉仕員スキルアップ研修	5	62

エ ボッチャ大会

パラリンピックの正式種目であるボッチャの大会を、障がい者や高齢者（60歳以上）を対象に開催した。

実施日 6月28日  
 場所 生駒市福祉センター  
 参加者 42人

実施日 10月29日  
 場所 生駒市福祉センター  
 参加者 48人

(3) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0件

9 地域包括支援センターの運営と介護予防の推進

高齢者の地域生活の支援のため、地域ネットワークづくりを推進するとともに、各種支援サービスを提供した。

(1) 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護サービスを始め様々なサービスを包括的に受けられるよう、関係機関との調整等、高齢者を支える総合機関としての運営を行った。

(ア) 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者、要支援認定者に対し介護予防サービス支援計画を作成した。

(単位:件)

総合事業	令和1年度	平成30年度
総合事業対象者	73	77
要支援1	107	112

要支援 2	214	210
合 計	394	399

(単位:件)

予防給付	令和 1 年度	平成 30 年度
要支援 1	107	119
要支援 2	229	278
合 計	336	397

(イ) 総合的な相談支援事業

介護保険等様々な制度や地域資源との連携による相談及び支援を実施した。

(単位:件)

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
相談件数	630	479

(ウ) 包括的かつ継続的ケアマネジメント事業

包括的かつ継続的なケアマネジメントが行えるよう、地域のケアマネジャーに対し支援を行った。

集団支援	令和 1 年度	平成 30 年度
実施回数	5	6 件
参加者	106	166 人

(単位:件)

個別支援	令和 1 年度	平成 30 年度
相談・支援件数	71	98

(エ) 地域支援体制整備

地域のネットワークづくりのため、関係機関と連携を図った。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
連携件数	55 件	83 件
地域ケア会議	56 回	47 回

イ 介護予防事業

高齢者やその家族を対象に介護予防に関する知識及び技術の普及啓発を目的に、介

護予防教室を実施した。

(ア) 介護予防教室

開催日	開催場所	人数(人)	内 容
6月21日	西松ヶ丘集会所	23	ひまわりの集い(地域出前型)生駒市健康づくり推進員連絡協議会 「地域包括支援センターについて」「介護予防手帳について」社協地域包括
6月26日	デイサービスセンター幸楽	13	「振り込め詐欺にだまされないように」生駒市消費生活センター 「認知症サポーター養成講座」社協地域包括
9月30日	デイサービスセンター幸楽	21	ひまわりの集い(地域出前型)生駒市健康づくり推進員連絡協議会 「いきいき百歳体操」社協地域包括
合 計		57	

(イ) 生活機能評価未返送者実態把握事業

市が郵送した「基本チェックリスト」の未返送者の実態等を把握するため、調査を行った。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
訪問支援件数	37	15

ウ 認知症地域支援推進員の配置

(ア) 認知症の人及び家族の支援として相談業務を行った。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
相談件数	194	100

(イ) 認知症サポーター養成講座等を開催した。(介護予防教室開催を除く)

区 分	令和1年度	平成30年度
回数	4回	6回
人数	232人	299人

(2) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0件

## 10 デイサービスセンター幸楽の円滑な管理及び運営

利用者の多様化、複雑化する高齢者の介護及び予防並びに障がい者の生活ニーズに対応するとともに、自立支援に向けたサービス提供に努めた。

### (1) 介護保険事業の運営

#### ア 要介護認定調査事業

市から介護保険認定調査事業を受託し、各地域において認定調査を行った。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
市 内	52	66
他 市	1	2

#### イ 居宅介護支援事業 (ケアプランの作成)

要介護認定者に対し、居宅サービス計画 (ケアプラン) を作成した。

(単位:件)

区 分	令和1年度	平成30年度
要介護1	362	414
要介護2	385	290
要介護3	192	195
要介護4	144	106
要介護5	53	78
合 計	1,136	1,083

#### ウ 訪問介護事業

要介護認定者に対し訪問介護員を派遣し、生活援助及び身体介護を行った。

区 分	令和1年度		平成30年度	
	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)
要介護1	103	647	154	1,168
要介護2	143	1,092	129	912
要介護3	29	209	82	544
要介護4	31	265	28	335
要介護5	20	279	14	140
合 計	326	2,492	407	3,099



エ 通所介護事業

要介護認定者を対象に、送迎、食事、入浴等の通所サービスを行った。

区 分	令和 1 年度		平成 30 年度	
	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)
要介護 1	207	1798	238	2,165
要介護 2	192	1495	155	1,089
要介護 3	116	1033	127	855
要介護 4	87	627	39	279
要介護 5	23	167	49	351
合 計	625	5120	608	4,739

オ 介護予防訪問介護相当サービス

総合事業対象者、要支援認定者に対し訪問介護員を派遣し、介護予防訪問介護を行った。

区 分	令和 1 年度		平成 30 年度	
	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)
総合事業対象者	22	96	12	52
要支援 1	70	338	92	440
要支援 2	159	862	198	1,019
合 計	251	1,296	302	1,511

カ 訪問型サービス A 事業

総合事業対象者、要支援認定者に対し生活支援員を派遣し、掃除や洗濯などの生活援助サービスを行った。

区 分	令和 1 年度		平成 30 年度	
	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)
総合事業対象者	49	198	64	262
要支援 1	50	207	62	254
要支援 2	59	216	68	256
合 計	158	621	194	772

キ 介護予防通所介護相当サービス

総合事業対象者、要支援認定者を対象に、送迎、食事、入浴等の通所サービスを行った。

区 分	令和 1 年度		平成 30 年度	
	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)
総合事業対象者	1	4	5	19
要支援 1	63	233	35	122
要支援 2	140	876	158	978
合 計	204	1,113	198	1,119

ク 通所型サービス A 事業

総合事業対象者、要支援認定者を対象に、送迎、マシンを使った運動プログラムを実施した。

区 分	令和 1 年度		平成 30 年度	
	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)
総合事業対象者	52	160	46	153
要支援 1	20	82	18	61
要支援 2	30	116	36	110
合 計	102	358	100	324

ケ 第 1 号通所型サービス C (パワーアップ P L U S 教室)

理学療法士や作業療法士、看護師、介護予防運動指導員等の専門職の指導による、マシンを使った運動や自宅で行う運動の個別指導を行い、短期間で元気な生活を取り戻すための教室を実施した。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
エントリー数	292 件	294 件
教室開催回数	192 回	191 回

(2) 障がい福祉サービス事業の実施

ア 居宅介護 (ホームヘルプ) 事業

ホームヘルパーを派遣し、介護、家事等生活全般にわたる援助を行った。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
利用人数	49 人	59 人
回 数	487 回	475 回

イ 生活介護 (デイサービス) 事業

障がい者に送迎、食事、入浴等の通所サービスを行った。

区 分	令和 1 年度	平成 30 年度
利用人数	17 人	1 人
回 数	120 回	97 回

ウ 移動支援・同行援護・行動援護事業

障がい者が円滑に外出できるよう、移動支援、同行援護及び行動援護を行った。

移動支援	令和 1 年度	平成 30 年度
利用人数	0 人	0 人
回 数	0 回	0 回

同行援護	令和 1 年度	平成 30 年度
利用人数	39 人	39 人
回 数	245 回	215 回

行動援護	令和 1 年度	平成 30 年度
利用人数	5 人	7 人
回 数	5 回	11 回

(3) 自主事業

ア はいせつ無料相談（ミニむつき庵いこま）

排泄に関する問題を抱えながら、適切な指導や助言を得られずにいる方、また問題の存在に気付かないまま過ごしている方に対し、面談や電話等での相談の対応を行った。

イ 要介護者及び家族交流事業（salon de kouraku）

普段介護を行っている家族、常時の介護を必要とはしないが社会的交流や役割などの獲得が必要な要支援者等に対して、毎月第3水曜日の10時から、情報交換やリフレッシュができる場を提供した。

(4) 苦情等受付状況

苦情受付件数 0 件

1 1 交通遺児（高校生）奨学金の支給

交通災害により親等を失った高校生に交通遺児奨学金の支給を行う。

交通遺児奨学金支給者 0 人



社会福祉法人生駒市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会定款第19条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の区分)

第2条 会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の目的に賛同し、事業に参加する個人又は団体とする。

3 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、財政的援助を行う個人又は団体とする。

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- |              |              |                   |
|--------------|--------------|-------------------|
| (1) 正会員（個人）  | 年額           | 1,000円            |
|              | (助成金交付団体) 年額 | 該当団体に交付した額の10%相当額 |
| (2) 賛助会員（個人） | 年額           | 5,000円            |
|              | (団体)         | 年額 10,000円        |

(会費の納期)

第4条 会費の納期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、定款の施行の日から施行する。

(社会福祉法人生駒市社会福祉協議会会員規程の廃止)

2 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会会員規程（昭和52年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。



NO. 45 社会福祉協議会運営補助金

生駒市社会福祉協議会基金積立資産

令和2年3月31日現在

基金・積立金等の名称	目的	原資保有額 (円)
職員退職積立金	退職手当の資金に充てるため	18,684,528
地域福祉基金積立預金	当会定款第1条に定める目的達成のための諸事業の資金に充てるため	177,833,900
ボランティア基金積立預金	ボランティア活動事業の資金に充てるため	5,000,000
交通遺児奨学金基金積立預金	交通災害により親等を失った遺児に支給する奨学資金に充てるため	12,778,372
介護設備整備基金積立預金	デイサービスセンター幸楽における介護設備等の資金に充てるため	57,137,181

## NO. 45 社会福祉協議会運営補助金

令和 2 年度生駒市社会福祉協議会職員（生駒市補助金対象）

正職員	5 名
嘱託	2 名
臨時	2 名



## 生駒市地区集会所補助金

### 内 容

生駒市地区集会所補助金は、地区住民の自治会活動を奨励するため、市内の地区集会所の新築、増築、改築、改修及び太陽光発電システム設置工事に対して補助金が交付されます。

### 補助金の交付対象

自治会活動を行うための主たる地区集会所に係る分が対象となります。

### 補助金の額

補助金額は、次の表のとおりです。

新築の場合	建築単価（20万円/㎡）に地区集会所の延べ面積を乗じて得た額（標準工事額）又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費を含む）のいずれか低い額に10分の5を乗じて得た額（ただし、建築面積に制限あり）
増築又は改築の場合	標準工事額 又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費を含む）のいずれか低い額に10分の4を乗じて得た額
改修の場合	市長が認める工事総額に10分の4を乗じて得た額（ただし、工事総額が10万円以上に限る）
太陽光発電システム設置の場合	市長が認める工事総額に10分の3を乗じて得た額（ただし、100万円を限度とする。）

### 申請方法

補助金の交付を受けようとする自治会は、**工事予定の前年の10月**に事業計画書に、経費の見積書、設計図面及び仕様書などの必要書類を添付して、市民活動推進課へ申請します。

※事前に市民活動推進課から当該自治会へ事業計画書の用紙の送付があります。

### 事業の実施

4月初旬に前年の事業計画書に基づき予算措置の完了通知を受け、補助金交付申請を行い、市から補助金交付決定通知を受けた後に工事をします。

**申請前に着工されますと、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。**

### 決算書の提出

補助金の交付を受けた自治会は、会計年度終了後、速やかに当該補助金に係る収支決算書を提出します。



## 生駒市地区集会所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地区住民の自治会活動を奨励し、もって地区住民の生活の安定に寄与するため、地区集会所の新築、増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置（以下これらを「工事」という。）を行った自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するに当たり、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区集会所 地区住民が自治会活動を行うための集会所（集合住宅における集会所を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 新築 建物を新たに建築することをいう。
- (3) 増築 建物の床面積を増やすことをいう。
- (4) 改築 建物の一部を取り壊し、建築することをいう。
- (5) 改修 既存建物の修繕、模様替え又は附帯設備の取付、取替えをすることをいう。

(補助事業)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助事業」という。）は、自治会が行う主たる地区集会所（1自治会につき1箇所を原則とする。ただし、自治会の規模等により市長が1自治会につき2以上の地区集会所の設置を認めた場合は、この限りでない。以下同じ。）又は主たる地区集会所以外の地区集会所（1自治会につき1箇所とする。）に係る事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地区集会所の新築にあつては、次に掲げる条件のすべてを備えていること。
  - ア 地区住民の集会所その他公共的利用に供するために必要な施設設備（台所、湯沸室、トイレ等）を備えていること。
  - イ 地区集会所を設置した自治会によって管理及び運営がなされること。
  - ウ 土地の所有者の同意を得ていること。
  - エ 地区集会所にかかる補助事業に対して、本市の他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (2) 既存の地区集会所（主たる地区集会所に限る。）の増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置にあつては、前号イ、ウ及びエの要件を備え、かつ、実際に要した工事総額が10万円以上であること。
- (3) 太陽光発電システム設置にあつては、地区集会所の屋根等への設置に適した配電線

## NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

と逆流システムで連系するシステムで、次の条件を満たすものとする。

ア 未使用品のものであること（中古品は対象外）。

イ 太陽電池の最大出力が2kW以上10kW未満のものであること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（再補助の制限）

第5条 この告示により補助金の交付を受けて地区集会所の新築をした自治会が新たに同一場所で地区集会所の新築をする場合は、当該補助金の交付を受けた後20年を経過していなければ、補助事業としない。

2 この告示により補助金の交付を受けて地区集会所の新築をした自治会が当該地区集会所の増築、改築若しくは改修をする場合又はこの告示により補助金の交付を受けて地区集会所の増築、改築若しくは改修をした自治会が当該地区集会所の新築、増築若しくは同一箇所の改築若しくは改修をする場合は、これらの補助金の交付を受けた後10年を経過していなければ補助事業としない。

3 この告示により補助金の交付を受けて地区集会所に太陽光発電システム設置をした自治会が当該地区集会所に新たに太陽光発電システム設置をする場合は、この補助金の交付を受けた後10年を経過していなければ補助事業としない。

4 災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた地区集会所の新築、増築、改築又は改修については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

（事業計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、様式第1号による事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計図又はこれに準ずるもの
- (3) 見積書
- (4) 災害による事業にあつては、その被災現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による事業計画書の提出は、補助事業を行おうとする年度の前年度の10月末までにしなければならない。

4 災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、第1項の規定は、適用しない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 実施設計書（設計図面の一切）
- (3) 工事箇所を示す見取図
- (4) 施工前の箇所を示す写真
- (5) 工事内訳書（工事費見積明細書）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、補助事業に係る工事の着工の日前30日までにしなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

（補助金の決定通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（工事着工の届出）

第11条 補助金の交付の決定を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、当該工事に着工したときは、工事着工届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。

(変更等の承認)

第13条 補助事業者は、第9条第1項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けようとするときは、補助事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(必要な指示等)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対し、必要な指示をし、若しくは書類の提出を求め、又は補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第15条 市長は、前条の規定による補助事業者の報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事完成写真(工事工程写真を含む。)
- (2) 請負業者の工事完了届
- (3) 請求書及び領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、この告示の規定に沿った適正なものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、補助金前交付申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 支払計画書
- (3) 請求書並びに支払済額がある場合は当該支払済額に係る請求書及び領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めた場合は、補助事業者からの補助金前交付請求書（様式第11号）により、補助金の全部又は一部を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命ずるものとする。

（決算書の提出等）

第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けた会計年度終了後、速やかに当該補助金に係る収支決算書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の収支決算書を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付

## NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(施行の細目)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の生駒市地区集会所補助金交付要綱(昭和47年4月生駒市訓令甲第3号)第4項の規定により提出された事業計画書は、第6条の規定により提出された事業計画書とみなす。

(補助金の交付申請の期限の特例)

3 この告示の施行の際現に廃止前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第4項の規定により事業計画書を提出している自治会が平成17年4月末日までに補助事業に係る工事の着手又は備品の購入の発注をしようとする場合における第7条第4項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは、「20日」とする。

(検討)

4 市長は、平成31年4月1日から3年を超えない日までに、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成20年3月生駒市告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第6条の規定により事業計画書を提出している事業については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月生駒市告示第49号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月生駒市告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第6条の規定により事業計画書を提出している事業については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月生駒市告示第71号)



## NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第6条の規定により提出している事業計画書については、改正後の生駒市地区集会所補助金交付要綱第6条の規定により提出された事業計画書とみなす。

附 則 (平成28年3月生駒市告示第75号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月生駒市告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第6条の規定により事業計画書を提出している事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月生駒市告示第160号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月5日から施行する。

別表（第4条関係）

地区集会所	区 分	補 助 金 の 額
主たる地区集会所	新築	(1) 次号以外の場合 建築単価（20万円/㎡）に地区集会所の延べ面積（231.39㎡（1,000戸以上の自治会又は2自治会以上が使用する地区集会所にあっては、264.45㎡）を限度とする。）を乗じて得た額（以下「標準工事額」という。）又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費（植栽工事は除く。）を含む。以下「工事総額」という。）のいずれか低い額に10分の5を乗じて得た額 (2) 天災等の災害による場合 標準工事額又は工事総額のいずれか低い額から生駒市地区集会所建物災害保険料補助金交付要綱（平成17年4月生駒市告示第80号）による対象物件に対して支払われた保険金額を控除した額に10分の6を乗じて得た額
	増築又は改築	(1) 次号以外の場合 標準工事額又は工事総額のいずれか低い額に10分の4を乗じて得た額 (2) 天災等の災害による場合 標準工事額又は工事総額のいずれか低い額から生駒市地区集会所建物災害保険料補助金交付要綱による対象物件に対して支払われた保険金額を控除した額に10分の6を乗じて得た額
	改修	(1) 次号以外の場合 市長が認める工事総額に10分の4を乗じて得た額 (2) 天災等の災害による場合 市長が認める工事総額から生駒市地区集会所建物災害保険料補助金交付要綱による対象物件に対して支払われた保険金額を控除した額に10分の6を乗じて得た額
	太陽光発電システム設置	市長が認める工事総額に10分の3を乗じて得た額。ただし、100万円を限度とする。
主たる地区集会所以外の地区集会所	新築	建築単価（20万円/㎡）に地区集会所の延べ面積（100㎡を限度とする。）を乗じて得た額又は工事総額のいずれか低い額に10分の3を乗じて得た額。ただし、400万円を限度とする。

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

生駒市地区集会所事業計画書

年度において次の工事を行いたいのので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 集会所の名称、工事実施場所等

名 称		実 施 場 所	
敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の所有者	

2 工事の概要

工事の区分	1 新築 2 増築 3 改築 4 改修 5 太陽光発電システム設置 6 災害による（新築 改築 改修）			
構 造	建築面積（m <sup>2</sup> ） （増改築面積）	延べ面積（m <sup>2</sup> ）	1 m <sup>2</sup> 当 たりの単価 （円）	工事費総額（円）
工 事 内 容				

設計委託の有無 有 ・ 無	委 託 料	円
------------------	-------	---

3 工事実施の理由

--

4 工事実施の時期等

工事着工予定年月日	年 月 日	工事予定業者	
工事完了予定年月日	年 月 日		

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

生駒市長

様

自治会名

自治会長 氏名

印

年度生駒市地区集会所補助金交付申請書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて提出します。

補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の総額	円
交付申請金額	円
補助事業の完了予定年月日	年 月 日

○ 財源の内訳

区 分	金 額 (円)	説 明
自治会財源		
そ の 他		
市費補助額		
計		

○ 備 考

--

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名  
自治会長 氏名 印

年度生駒市地区集会所事業実施計画書

1 集会所の名称、工事実施場所等

名 称		実 施 場 所	
敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の所有者	

2 工事の概要

工事の区分	1 新築 2 増築 3 改築 4 改修 5 太陽光発電システム設置 6 災害による（新築 改築 改修）			
構 造	建築面積（m <sup>2</sup> ） （増改築面積）	延べ面積（m <sup>2</sup> ）	1 m <sup>2</sup> 当たりの単価 （円）	工事費総額（円）

工事費内訳

内 容	金 額（円）

3 設計業者・工事請負業者等

設計業者名	TEL	工事請負業者名	TEL
契約締結年月日	年 月 日	契約締結年月日	年 月 日
契約額	円	契約額	円

4 工事実施の時期

工事着工予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

5 備 考

--

様式第4号（第10条関係）

第 号

年 月 日

自治会名

自治会長 氏名 様

生駒市長

印

生駒市地区集会所補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度生駒市地区集会所補助金については、次のとおり決定したので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助事業の名称	
補助対象金額	円
交付決定金額	円
交付予定年月日	年 月 日
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。</li> <li>2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。</li> <li>3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li> </ol>

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

工 事 着 工 届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり着工しましたので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

補助事業の名称	
着工年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日
工事請負契約年月日	年 月 日
工事請負業者名	住所
	名称
	TEL

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

補助事業変更・中止（廃止）承認申請書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定	年 月 日 第 号
補助事業の変更の内容	
変更又は中止（廃止）の理由	
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）
添付書類	



NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

実 績 報 告 書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて提出します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 総 額	円
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付予定金額	円
補助事業の完了年月日	年 月 日

○ 財源の内訳

区 分	金 額 (円)	説 明
自治会財源		
その他		
市費補助額		
計		

○ 備 考

--

## NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第8号（第17条関係）

年 月 日

自治会名

自治会長 氏名 様

生駒市長

印

### 生駒市地区集会所補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付確定金額	円
前交付の補助金がある 場合はその金額	円

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

生駒市地区集会所補助金交付請求書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第18条第2項の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付確定金額	円
補助金の交付請求金額	円

なお、本件は次の金融機関に振込を依頼します。

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・労金
	本店・支店・本所・支所・出張所
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

## NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第10号（第18条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

### 年度生駒市地区集会所補助金前交付申請書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第18条第3項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の前交付申請金額	円

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

印

生駒市地区集会所補助金前交付請求書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第18条第4項の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の前交付請求金額	円

なお、本件は次の金融機関に振込を依頼します。

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・労金
	本店・支店・本所・支所・出張所
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	



いこまどんどこまつり実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のふれあいの輪を広げ、ふるさと意識の高揚を図るため、いこまどんどこまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) いこまどんどこまつりの開催に要する経費
- (2) ふるさと意識の高揚を図るために市長が適当と認める事業に要する経費
- (3) 実行委員会の運営に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費を考慮して市長が必要と認める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査

を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えるとともに条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を実行委員会に対して書面により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 実行委員会は、前条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(指導、助言及び検査)

第8条 市長は、前条の規定により補助金を交付したときは、実行委員会に対し必要な指導、助言及び書類等の検査を行うことができる。

(実績報告等)

第9条 実行委員会は、第2条に掲げる事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、実績報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)



第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を実行委員会に通知するものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成33年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度分の補助金に限り、第4条の規定の適用については、同条各号は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 会則

(4) 役員名簿

(5) 前年度事業収支決算書

(6) 前年度事業実績報告書

(7) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長 殿

いこまどんどこまつり実行委員会

会長 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

いこまどんどこまつり実行委員会補助金の交付を受けたいので、いこまどんどこまつり実行委員会補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

様式第2号（第9条関係）

補 助 金 実 績 報 告 書

年 月 日

生駒市長 様

いこまどんどこまつり実行委員会

会長 印

年度生駒市いこまどんどこまつり実行委員会補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

交付決定通知	年 月 日付 生 第 号
交付決定額	円
実績の概要	
補助事業の 完了年月日	年 月 日
添付書類	

どんどこまつり生駒駅前実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いこまどんどこまつりに合わせて、生駒駅周辺をいこまどんどこまつりのサブ会場として、生駒健民グラウンドの混雑緩和及び道中混雑緩和並びに生駒駅前の商店街の活性化を図るため、いこまどんどこまつり実行委員会と連携して催物を開催するどんどこまつり生駒駅前実行委員会（以下「駅前実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) どんどこまつり生駒駅前会場での開催・実施に要する経費
- (2) その他市長が適当と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 駅前実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。  
この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えるとともに条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を実行委員会に対して書面により通知するものとする。

(指導、助言及び検査)

第7条 市長は、前条の規定により補助金を交付したときは、駅前実行委員会に対し必要な指導、助言及び書類等の検査を行うことができる。

(実績報告等)

第8条 駅前実行委員会は、事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、実績報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を駅前実行委員会に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 駅前実行委員会は、前条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月12日から施行し、平成34年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長殿

どんどこまつり生駒駅前実行委員会委員長

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

どんどこまつり生駒駅前実行委員会補助金の交付を受けたいので、どんどこまつり生駒駅前実行委員会補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

様式第2号（第9条関係）

補助金実績報告書

年 月 日

生駒市長殿

どんどこまつり生駒駅前実行委員会

委員長

印

どんどこまつり生駒駅前実行委員会補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

交付決定通知	年 月 日付 生 第 号
交付決定額	円
実績額	
実績の概要	
補助事業の 完了年月日	年 月 日
添付書類	

第18回（令和元年度）  
いこまどんどこまつり

歳入歳出決算書

歳入総額 15,465,517円

歳出総額 14,624,986円

精算戻入額 840,531円

NO.2 集会所改修補助金・いこまどんどこまつり補助金

第18回（令和元年度）いこまどんどこまつり決算書

歳入

（単位 円）

項 目	予 算 現 額	収 入 済 額	収入済額と予算現額との比較	備 考
補 助 金	12,750,000	12,750,000	0	市補助金
雑 収 入	61,000	58,517	△ 2,483	源泉徴収所得税
寄 付 金	2,300,000	2,657,000	357,000	協賛寄付金
計	15,111,000	15,465,517	354,517	

歳出

（単位 円）

項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額と予算現額との比較	備 考
事業費	14,485,000	14,005,788	△ 479,212	
花 火 費	3,000,000	3,000,000	0	花火
運 営 費	1,885,000	1,818,175	△ 66,825	謝礼・ステージ出演料等
会 場 設 営 費	5,450,000	5,359,900	△ 90,100	ステージ・テント・トイレ設営等
物 品 費	1,200,000	1,088,731	△ 111,269	うちわ・スタッフ用Tシャツ等
清 掃 警 備 費	2,950,000	2,738,982	△ 211,018	保険料・雑踏警備費・ごみ収集運搬費等
啓発費	560,000	559,042	△ 958	
印 刷 費	250,000	262,042	12,042	リーフレット等
流用（啓発費・PR費から13,000円）				
P R 費	310,000	297,000	△ 13,000	幟設置・提灯設営料等
流用（啓発費・印刷費へ13,000円）				
総務費	66,000	60,156	△ 5,844	
会 議 費	5,000	0	△ 5,000	
事 務 費	61,000	60,156	△ 844	源泉徴収所得税
計	15,111,000	14,624,986	△ 486,014	

どんどこまつり生駒駅前会場  
収支決算書

開催日 令和元年8月3日(土)

## 収入の部

(単位:円)

科	目	予 算 額	決 算 額	摘 要
生 駒 市 補 助 金		1,000,000	1,000,000	
自 己 資 金		920,000	907,390	商工会議所
夜店売上,協賛広告他		95,000	98,500	夜店(金魚すくい) 75,500 チラシ広告料(19件、22コマ) 23,000
合 計		2,015,000	2,005,890	

## 支出の部

(単位:円)

科	目	予 算 額	決 算 額	摘 要
イベント会場委託費等		1,305,000	1,404,936	会場設営・イベント費 394,200 ベルステージ使用料 6,000 よしもと大道芸フェスタ 400,540 金魚すくい 65,700 ミスト用ホース、タオル、スポットクーラー 126,468 救護:看護師謝金 20,324 デッキブラシ、30mホース 7,004 臨時職員人件費、交通費(どんどこ事務) 294,700 運営協力(夜店)謝金 90,000
広 報 関 係		263,000	264,060	チラシ印刷料 131,328 チラシ折込料 89,100 チラシ原稿デザイン料 43,632
警 備 関 係		155,000	154,440	警備員11名 154,440
諸 雑 費		282,000	182,454	本部店舗・おいしいお水借用お礼 11,944 ラミネートフィルム、ネームランド 21,387 県証紙(通行規制) 2,200 イベント保険 65,520 法被、幟クリーニング代 17,200 延長コード840円、清掃用具970円 1,810 ごみ袋 事業系 15,060 ポリバケツ、ザル、軍手、養生テープ 8,925 コーンウエイト、給水用紙コップ、水缶 9,879 来賓並びに関係者用お茶 7,983 コピーチャージ 19,890 通信費(Lネット) 656
予 備 費		10,000	0	0
合 計		2,015,000	2,005,890	2,005,890





**8月3日** (土)

**16:00から**

**生駒市体育協会滝寺  
S.C.グラウンド**

※小雨決行、荒天時は4日(日)に順延

**納涼花火**

**20:00から**

**生駒市体育協会総  
合S.C.グラウンド**

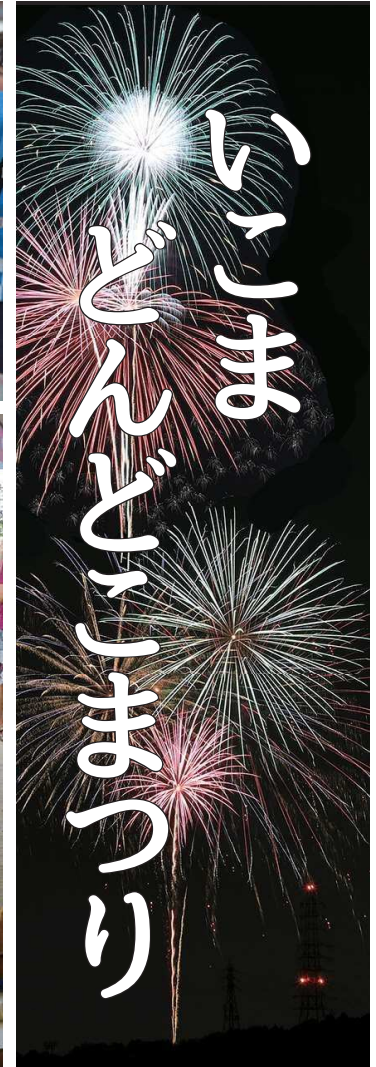
※事故防止のため立ち入り禁止



まつり会場周辺には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください(生駒駅から会場まで約700m)。

主催／いこまどんどこまつり実行委員会(事務局:市民活動推進課内) ☎0743-74-1111 (内線234)





## 生駒市体育協会 滝寺S.C.グラウンド

8月3日(土)16:00~21:00

### ステージプログラム

#### ▶司会進行 ミィコ MIIKO

- 16:00頃 開会宣言、アマチュア  
パフォーマーのステージ
  - 17:40頃 友好都市コーナー
  - 18:10頃 園児の踊りふれあい♪  
ONDO/藤みえこ
  - 18:30頃 盆踊り/河内家菊水丸
  - 19:30頃 生駒山麓太鼓
  - 20:10頃 漫才など/スーパーマラドーナ他
  - 20:40頃 エンディング踊り
  - 21:00頃 終了
- 盆踊りとエンディング踊りは皆さんふるって参加してください。

ダンスや太鼓の演奏で盛り上がる  
ステージも見にきてね



### プレイベント

- ▶とき・ところ 8月2日(金)  
18:00~19:00、アントレ  
ひろば(雨天中止)
- ▶内容 ダンスなどのステージ



ダンスなどで前日から  
盛り上がりませんか

### 模擬店など

- ◆ふれあい模擬店
- ◆竹馬コーナー
- ◆折り紙コーナー
- ◆うちの配布
- ◆商工会議所コーナー
- ◆問合せ 市民活動推進課(内線234)
- ◆啓発コーナー
  - ・エコネットいこまによる環境啓発コーナー
  - ・生駒市上下水道部による利き水コーナー



## 生駒駅前会場

8月3日(土)16:00～20:00



### ①ぴっくり通り・サウスモール会場(雨天決行)

◇夜店

### ②グリーンヒルいこま 近鉄百貨店駅前周辺 商店・飲食店(雨天決行)

◇どんどこ市

◇どんどこ特別メニュー

### ③ベルテラスいこま会場 (荒天中止)

◇夜店(生駒商工会議所青年部・

女性部・生友会)

◇よしもと大道芸フェスタ

◇金魚すくい(アイがうまれるまちなかひろば)

▶問合せ どんどこまつり生駒駅前実行委員会(生駒商工会議所内、☎74-3515)



かき氷や綿菓子などまつりならではの食べ物が並びます



模擬店で金魚すくいなどを楽しみませんか

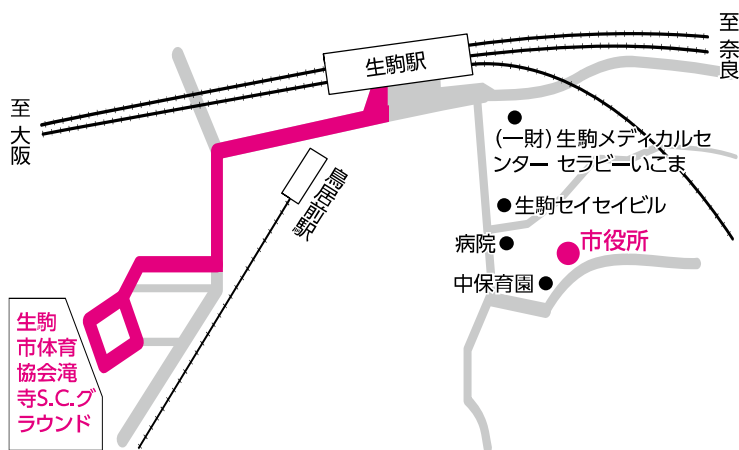
## ■グラウンドまでのアクセス

・まつり会場には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

・生駒駅から生駒市体育協会滝寺S.C.グラウンドへは、■の道(登り坂で700m)を歩いてください。一部区間は車両の片側交互通行を実施します。

・バス路線や電車が通っていない地域の人で、遠方から車で来場する場合は、臨時駐車場(生駒市役所東側駐車場、15:00～22:00)を利用してください。台数に制限があります。

▶**注意事項** 昨年度から、臨時駐車場を市役所に変更しています。それに伴い、東生駒駅～生駒駅の無料シャトルバスは運行しません。なお、臨時駐車場が変更になる場合は、市ホームページなどでお知らせします。



## 障がいのある人へ送迎車を運行

▶**対象** 生駒市体育協会滝寺S.C.グラウンドまで自力で行くことが難しい障がいのある人(多くの人が利用できるよう、付き添いは一人をお願いします)

▶**集合場所** 17:00に市役所正面玄関前(帰りは生駒市体育協会滝寺S.C.グラウンドを20:00に出発)

▶**申込み・問合せ** 7月26日(金)までに、はがきか電話、ファクスで住所、氏名、電話番号、障がいの種別を明らかにして、生駒市社会福祉協議会(〒630-0257 元町1丁目6-12、☎75-0234、☎73-0533)

## ■お知らせ

・開催の有無は、8月3日(土)11:00から、電話(☎0180-991-706)や市ホームページ(携帯版含む)で確認できます。

・まつり会場の本部(生駒市体育協会滝寺S.C.グラウンド)には手話通訳者が常駐しています。

奈良交通IC乗車券 [シーカ]



**好評発売中**

●ピタッとふれるだけ!カンタン・ラクラク  
 バスケースに入れたままでもご利用いただけます。  
 お問い合わせ…奈良交通 乗合事業部 ☎0742-20-3150

●ペーカリーレストラン サンマルク学園前店 (営業時間9:00~22:00)  
 お替わり自由の焼き立てパンが大人気のペーカリーレストランです。ランチタイムはもちろん、ディナータイムでもリーズナブルなお値段でアラカルトやコース料理をご用意しております!!皆様のお越しをお待ちしております【ご予約承り中】  
 お問い合わせ…ペーカリーレストラン サンマルク学園前店 ☎0743-79-1309

心が感じる  
 おいしきは  
 見えるのです

ふじの生 高山がきしり  
**高山製菓株式会社**

奈良県生駒市高山町6785  
 ☎0120-6666-11  
 FAX 0570-068-068  
<http://www.takayamaseika.co.jp>

ZIN ENGINEER AZ

- 看板
- 塗装
- 標示板
- 住宅室内板
- サイン・シールド加工
- 一般建設等
- 企業製作施工

なんでも気軽にご相談ください

トータルエンジニアAZ  
 〒590-0208  
 奈良県生駒市東町2-1-1  
 TEL.0743-71-4001  
 FAX.0743-71-4001  
 E-mail:az@zinen.co.jp

JAならけん

生駒支店 TEL.0743-73-4701  
 南生駒出張所 TEL.0743-77-8019  
 北倭支店 TEL.0743-78-0022  
 (JA/バンク年金のお受取りで相談はJAで。  
 (JA共済)「ひと・いえ・くるま」の総合保障。



どなたでも、ご利用いただけます。

文具・事務用品・スチール製品

**STATIONERY INAMORI**

生駒市元町1丁目3-19  
 TEL.0743-75-2808

印章・ゴム印・名刺・軽印刷の専門店

**ほんご屋 21**

生駒市元町1丁目3-19  
 TEL.0743-71-6600

株式会社 **いなもり**

Herb Garden SHOP

あなたの悩みを  
 ハーブティーで解決  
 お気軽にご相談ください

毎日プレゼント!鮮度抜群!

**ハーブガーデンショップ**

生駒市小瀬町720-86  
 TEL.0743-76-2378

平日10:00~12:00 13:00~17:00  
<https://www.e081.com/>  
 おちやせんでも購入できます

心と技術で明日を築く  
**村本建設株式会社**

大塚本社 〒943-0002 TEL.06-4772-8200  
 本館市天王寺区上94-5-20  
 奈良本店 〒630-0822 TEL.0143-55-1111  
 北畠城郡広陵町大字平岡11-1

Dream (夢)、Nature (自然)、Grace (恵み)、Learn (学び)、  
 子どもたちの健やかな成長への支援を軸に地域福祉に貢献します。

**社会福祉法人 どんぐり**

(はな保育園・うみ保育園・にじ保育園・もり保育園・そら保育園)

〒630-0131 奈良県生駒市上町3305番地1  
 TEL.0743-71-1104 FAX.0743-71-1123

ギュギュッと凝縮  
 生駒の魅力!!

生駒商工会議所直営  
**生駒市アンテナショップ おちやせん**

OPEN 10:00~18:00  
 (年中無休)

生駒駅直結!  
 ベルテラスいこま3階  
 ☎0743-71-6420

キップ一枚から国内旅行・海外旅行・海外格安航空券

**いこまつーリスト**

※お電話1本で予約、手配、発券ができます。※他社パッケージ旅行の予約ができます。※団体旅行、グループ旅行、個人旅行も迅速にお見積り致します。※各種保険も取扱っています。

- 営業時間
- 月~金曜日 AM9:30~PM6:00
- 定休日 土・日曜日、祝・祭日

生駒市小明町541-3  
 ☎(0743)73-3636

Earth-friendly groundwork, which will be sustained into the future  
 地球にやさしく、未来につながる土台造り



KOMATSU製 情報化施工対応機種 (PC200i-11) 全国第一号機購入

**KAMITAKE**  
 上武建設株式会社

日本キャタピラー **CAT**



大阪営業所 大阪市此花区西島5丁目11番120号  
 TEL.06-4804-5353

奈良営業所 吉野郡大淀町楯本667-1  
 TEL.0747-62-8661

人と自然を、技術でむすぶ。

**奥村組 OKUMURA CORPORATION**

本社 大阪市阿倍野区松崎町2-2-2  
 TEL.06(6621)1101

奈良支店 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル  
 TEL.0742(22)5001  
<http://www.okumuragumi.co.jp>

浄化槽の保守点検・清掃のお問い合わせは

有限会社 **生駒市清掃社**

TEL 0743-70-0845  
 FAX 0743-70-0846

〒630-0142 奈良県生駒市北田原町1111-1  
 (一般廃棄物分別処理施設「クルクル館」内)  
 受付時間/月曜~土曜日 8:00~16:00

**Asanuma**

本社・大阪本店 〒556-0017 大阪市浪速区淡路1丁目2番3号  
 マルトン難波ビル TEL.06-6585-5500

奈良営業所 〒630-8122 奈良市三条本町4番32号 中室ビル  
 TEL.0742-26-5226

企画から印刷まで どのような印刷物でもご相談下さい

株式会社 **昭文社**

☎0742-34-2161

本社 〒630-8031 奈良市柏木町176-1  
 TEL.0742-34-2161  
 FAX.0742-34-2196

生駒少年ラグビークラブ  
<http://www.ikoma-jrfc.com/>

**IKOMA Junior Rugby Club**

会員募集集中!!


お問い合わせは能阿弥まで  
 ☎0743-74-1179  
 ☎090-1966-3281  
 e-mail:noside-amida@kcn.jp

あなたの街のベストしんきん



**大和信用金庫**

生駒支店 TEL 0743-74-1212



たじまるくん

ご協賛ありがとうございました



いこまどんどこまつり実行委員会  
 生駒市役所市民活動推進課内  
 TEL.74-1111 内線234